平成２３年（フ）第１０２７号
埼玉県新座市東３丁目21番14号
破産者　柴山　和久
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１３号
横浜市磯子区杉田坪呑１番４―401号
破産者　三上　　明
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目９番43―203号、前住所神奈川県秦野市萩が丘９番25号
破産者　坂本　昌穂
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４６１号
千葉県柏市若柴361番地１　サンシャイン柏の葉902号、従前の住所石川県加賀市片山津温泉モの６番地の１の３
破産者　関　憲志朗
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５９号
長野市三輪２丁目７番24号、前住所長野市大字高田446番地３
破産者　阿部　　彰
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
奈良県生駒市高山町136番地８、破産手続開始決定時の住所三重県名張市富貴ケ丘１番町34番地
破産者　奥村　妙子
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第６２６０号
東京都豊島区高田２丁目８番16―203号、開始決定時の住所大阪市浪速区日本橋東３丁目７番20―801号
破産者　手塚　俊介
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５８号
大阪府池田市豊島北１丁目15番７号、前住所大阪府豊能郡能勢町下田388番地の６
破産者　村田　充利
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８１７号
大阪府高槻市明田町６番３号
破産者　新里　正彦
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９３号
大阪府高槻市須賀町48番９号
破産者　前島　秀行
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０６２号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番６―402号
破産者　川﨑　惠子
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５１号
大阪府豊中市曽根東町６丁目５番７―105号
破産者　尾﨑　深雪（旧姓山本・三浦）
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５９号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―505号
破産者　美根　敏弘
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９７号
大阪市天王寺区国分町13番15―206号
破産者　勇工業こと　勇　　利和
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２６号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番13号　サンフラッツ新大阪903号室、住民票上の住所大阪市大正区三軒家東１丁目14番27―203号
破産者　ビューティクリニックＡＭＣこと　松本　明美
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３００号
大阪府箕面市坊島１丁目９番22号
破産者　アートサンロックこと　岩田紀代美
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４２３号
大阪市東淀川区大隅１―３―18―408、住民票上の住所大阪市東成区中道３丁目13番６号メゾネット相屋201号
破産者　東　　育雄
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４号
堺市南区竹城台４丁２―６―302、住民票上の住所大阪府和泉市上代町776番地の１　824
破産者　梶田　栄治
１　決定年月日　平成23年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係